

寄付金等に関する取扱規程

公益社団法人商事法務研究会

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人商事法務研究会（以下「本法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本法人が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特別寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄付金
- (3) 特定寄付金 本法人の会員または本法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄付金

2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 本法人は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の受入制限)

第3条 寄付金が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄付を受け入れることができないものとする。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本法人の業務執行上支障があると認められるときおよび本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特別寄付金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

(寄付金の用途)

第4条 一般寄付金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

- 2 特別寄付金は、寄付者の特定した用途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 3 特定寄付金は、寄付金募集にあたって特定した用途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 4 第2項については、寄付者に本規程を示し、了解を得るものとする。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付である旨、寄付金額

およびその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第7条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

付 則

本規程は、平成25年6月1日から施行する。